

第4章 復興計画の立案および事業遂行

この章では「復興事業」を立案・実施するにあたり、計画立案の体制、策定された計画の内容や重点項目、復興完了の時期、社会基盤整備の方策、等の一連の事項に関して調査し、とりまとめることを目的としている。

4. 1 復興計画の立案体制

4. 1. 1 計画立案の時期と体制

(1) 計画立案に着手した時期

各組織によってバラツキは見られるが、なかでも国・県は地震発生直後に開始しており最も早い、ただし多くの民間企業も発生後2週間程度の間には着手している。全体的には、復興計画策定は地震発生後1ヶ月以内に開始されている。これは救助や応急復旧の完了した時期であると考えられ、徐々にではあるが各機関が復興について善後策を検討する余裕がでてきた時期であるものと思われる。

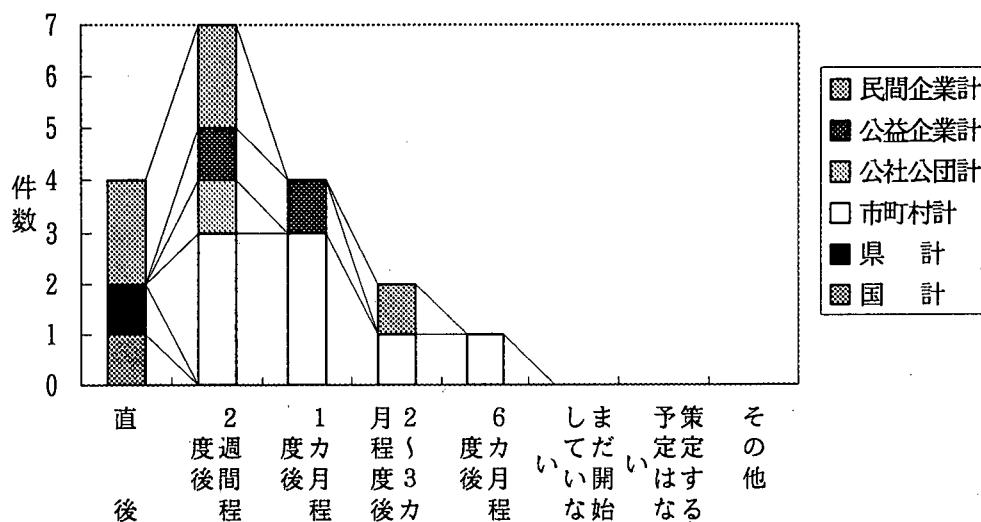


図-4.1 復興計画策定時期

(2) 計画策定が完了した時期

公益企業（上下水道を含む）については計画完了時期はまちまちであるが、方針や方向性のみ示している場合もある。詳細検討や具体的な構想については、具体化したものについて順次新聞発表等により公表されている。上下水道については地方自治体の計画の中に盛り込まれている。

鉄道事業者については早期に完成されたものもあるが、耐震補強等は現在も検討中であり、どちらかといえば復興を復旧の延長と考えている場合が多く、早期開通（復旧）を第一に考えている様子がうかがえる。

国の復興計画については首相の諮問機関である阪神・淡路復興委員会の意見・答申等（平成7年7月）があるが、具体的な復興計画は県や神戸市主導で策定されている。（委員会は県や市の復興計画後方支援的な位置づけであろう。）

総じて復興計画は各組織により考え方の違いはあるものの、平成7年7月頃（地震発生後6カ月程度後）にはほぼ基本方針が定まつたものと思われる。

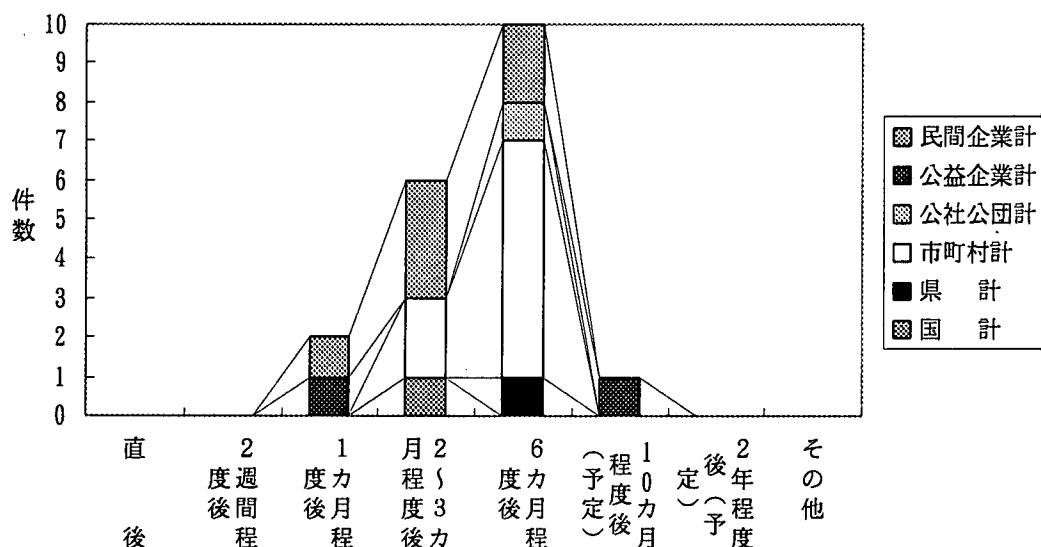


図-4.2 復興計画完成時期

4. 1. 2 復興計画の策定体制

(1) 計画策定に携わった人数

国、県、市町村は共に20人以下で、計画策定に対しては少人数で対応している。民間企業ではピーク時には20人～50人と比較的多くの人数をかけている。

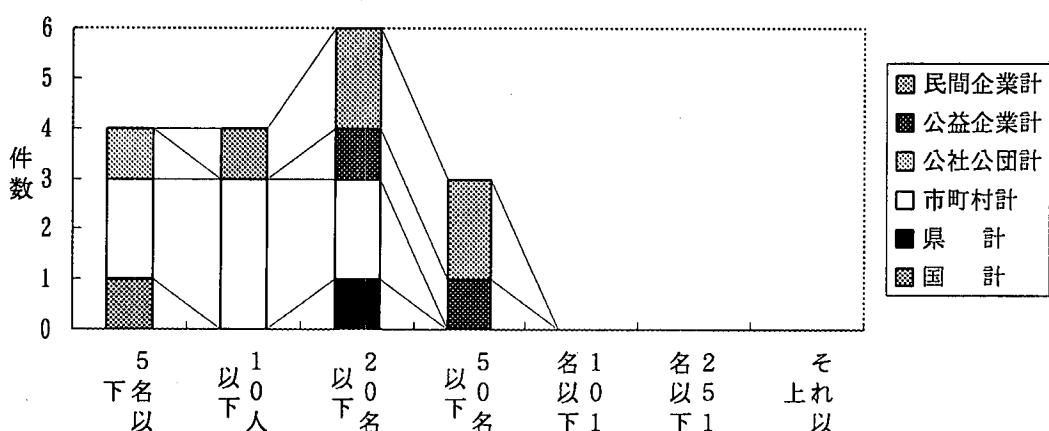


図-4.3 計画に携わった人数

全体的な傾向として、人数については特記すべき項目はなく、復興事業の規模や、組織の大きさにリンクしているものと思われる。

(2) 組織・体制

計画を策定した部署については、国、県、市町村では新設部署での対応が多い。これは横断的機能を求められたためであろう。民間企業では既設部署での対応が新設部署を設置した企業数を上回っている。結果として、策定部署については新設、既設それぞれ半数程度であり、各組織の事情もあり一概にはいえない。新設部署では復興本部、委員会、審議会等の名称が目立つ。

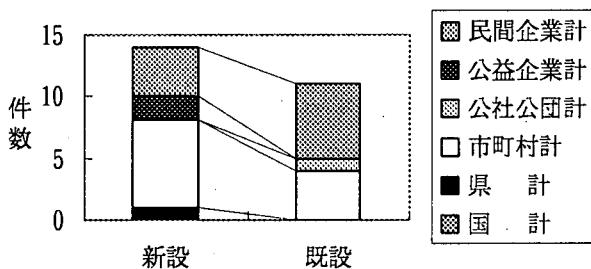


図-4.4 復興計画策定部署

4. 1. 3 計画立案における協議・調整

兵庫県は災害救助法で指定された10市10町と協議・調整を行っている。また総理府復興対策本部とも協議・調整を行っている。このことより兵庫県が中心となる組織であることがわかる。

神戸市は政令指定都市であり、他の市町村とは違い独自に国の機関との協議・調整も行っている。また例えば水道局のように隣接する地区の上水道を管理する阪神水道企業団と協議を行うなど機能別の整合性も計っている。

神戸市以外の各市町村は基本的に兵庫県と協議・調整を行い計画を策定している。他の特徴的な事項としては、復興に関する財源について自治省と協議している例や、被災した主要ターミナル駅の復旧について鉄道会社と協議している例、電力、ガス、NTT等の復興についての考え方をヒアリングしている例などがある。

港湾関係は運輸省や海上保安庁などと協議・調整を行うとともに、神戸港を管理している第3港湾事務所、神戸市港湾局、神戸埠頭公社相互に協議・調整を行っている。

鉄道関係は運輸省や県、神戸市などと協議・調整を行うとともに、各社相互にも協議・調整を行っている。（ダイヤ改正、開通時期、復旧工事一部委託等）また工事に伴う移設、復旧について電力、ガス、NTTと協議している例もある。さらに耐震設計については鉄道総合研究所とも協議している。

公益企業は管轄官庁（通産省等）との協議とともに、地域の復興計画との整合性を計る

べく、各地方自治体とも協議・調整を行っている。

復興計画策定にあたり、地方自治体では市政アドバイザーや、地元自治会、商工会等の意見を求め、市民のコンセンサスを得た計画になるように留意し、さらに学識経験者や議会議員で構成される委員会を設置し、専門的な立場での意見や妥当性についての意見を求め、計画策定に反映している。また鉄道関係も地元自治会等と協議し、工事遂行の協力を仰いでいる。

産業廃棄物処理について大阪府や尼崎市、神戸市等の大規模処理施設をもつ機関との協議・調整も特筆できる。

4. 1. 4 復興事業の財源

復興事業の総事業費については兵庫県の17兆円、神戸市の前期5年で6兆円、北淡町の160億円、NTTの800億円、阪神電鉄の570億円等、復興事業の規模、範囲、対象別件等に応じて試算されている。

また、財源の内訳については未定、または非公開との回答が多い。ただし、回答のあつたうちでは自機関の予算、国、県等の上位機関からの補助、借入金が多い。

その内容については、できるだけ多くの補助金交付の希望との回答や、借入金の比率の多さから判断すると、各部署の事業資金捻出の苦悩がうかがわれる。

復興事業は、5～10年間またはそれ以上にいたるものであり、現時点で試算された総事業費に対する財源は確定していない。したがって補助金の要望や借入金等の希望も含め各機関の復興事業費の当面の捻出先を複数回答で集計した結果が、図-4.5である。

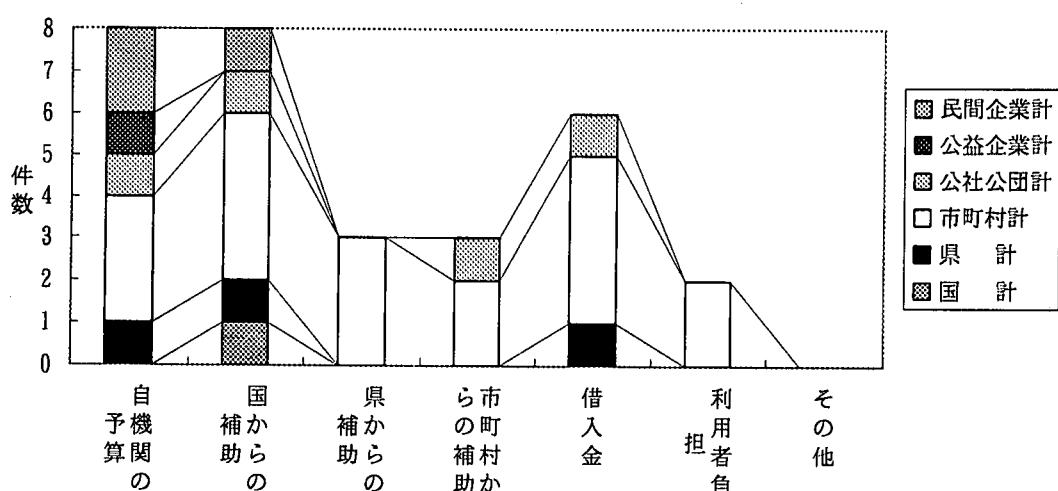


図-4.5 復興事業の資金捻出先

4. 1. 5 法、規則

法律条例について、国や県、民間企業では、既存のものの範囲内で計画策定したとの回

答が多い。しかし、市町村には、新たな法律、条例、規則等の制定や、既存のそれらを改定した例が見られる。新たに法律や条令を制定、または改定したケースでは、以下の2つの方向が見受けられる。

- I) 震災に強いまちづくり条例等のように規制を強化して復興事業の円滑な遂行を計るもの。
- II) 開発指導要綱の改正のように、開発整備協力金等を廃止し、規模緩和により民間の建設を促進するもの。

4. 1. 6 留意点、および参考事例

(1) 留意した点

計画策定において留意した点で最も多いのはやはり災害に強い都市基盤の構策である。この項目に留意していないとの回答はない。

兵庫県や神戸市等は全項目を留意しバランスのとれた計画策定を計っている。（重点項目も全項目）

その他市町村では市民のコンセンサスや住宅確保等の市民生活の復興等に重点を置いている場合が特筆され、市民生活に密着したきめの細かい計画となるよう留意していることがうかがわれる。

また神戸らしさや新しい宝塚文化の創生等地域の特性を考慮に入れるこを重視している例もある。

(2) 最も重視した点

最も重視した点について図-4.6に示す。重視した点でもやはり、災害に強い都市基盤の構築が最も多い。

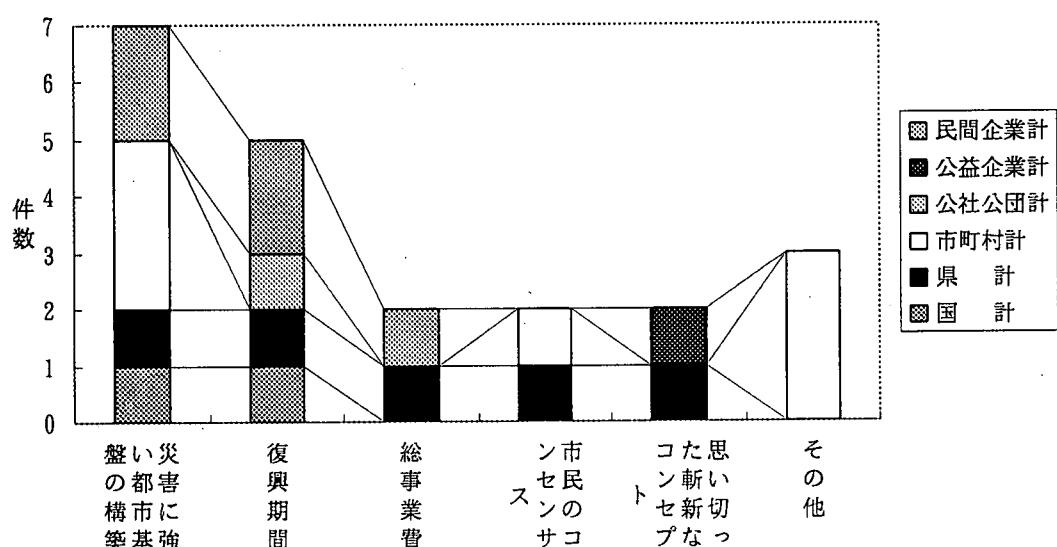


図-4.6 重視した点

兵庫県では、重視した点でも全項目を掲げており、計画策定のバランスに配慮している。港湾関係では神戸港が国内最大の国際貿易港であり、機能停止の影響が国内にとどまらず世界各地に波及するため、復興に要する期間を最も重視している点が特筆できる。

鉄道関係では民間企業である関係上費用の限界もあり、また早期復旧の必要性もあるため、復興期間、総事業費に最も重点をおいている事例が特筆できる。

公益企業では震災を機にその事業を通じて産業の復興に寄与すべく斬新なコンセプトを取り入れている（光化の推進、電気の良さを生かした街づくり等）ことが特筆的である。

災害に強い都市基盤の構築を重視するのは当然であるが、最も重視する点は各自治体、企業毎に異なり、各社の事情が顕著に現れている。

（3）参考事例、都市

参考とした過去の事例は、神戸市が関東大震災で甚大な被害のあった東京都墨田区を挙げている程度であり、現在の事情にあわせた独自の計画を策定している。

4. 1. 7 計画の広報手段

広報手段としてはマスメディアの利用が最も多いが、各自治体、各社とも実状に沿った広報手段を考慮しており、広報に関して積極的な姿勢がうかがわれる。

手段としては、官報、自治体広報誌等により、定期的、不定期に実施している。

独自の広報を考えていない機関（神戸港埠頭公社－計画策定時、神戸市水道局－復興事業進捗状況）もあるが、神戸市全体の広報で補われていると思われ、全ての機関の復興状況は、何らかの手段で市民は把握していると思われる。

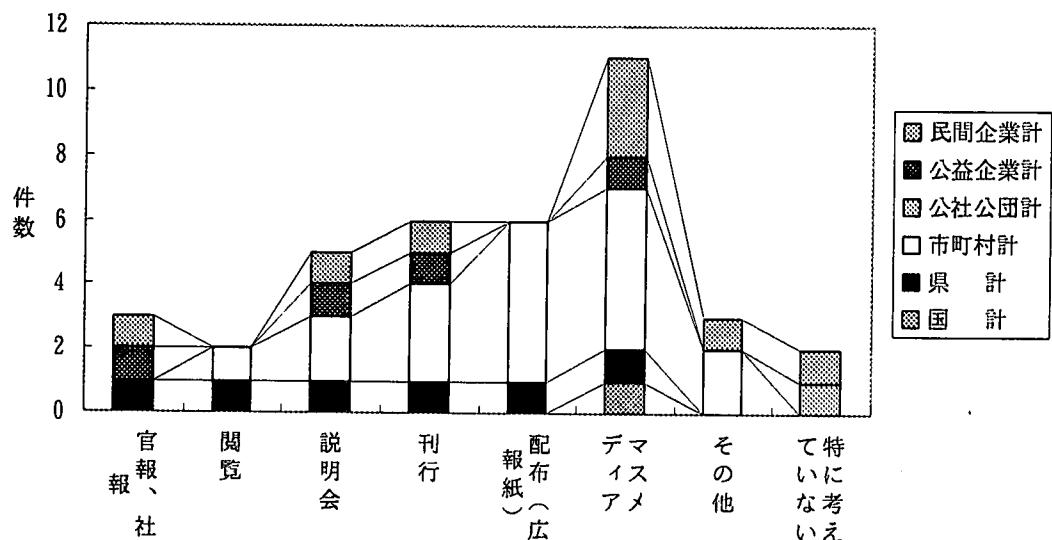


図-4.7 復興計画の広報手段

4. 2 復興事業内容

4. 2. 1 耐震基準

今回の阪神・淡路大震災を契機に、独自の設計基準を持つ事業者は概ね耐震基準の改訂を行う傾向にある。改訂のプロセスとしては、土木学会や中央の機関の耐震基準改訂そのまま採用したり、参考にして改訂する場合がほとんどで、独自で行うケースは少ない。従って改訂時期は学会や中央の機関の改訂発表後となる。現在の行われている復旧工事や、開始されつつある復興工事の耐震設計については、現行の基準や仕様に検討を加えて用いている場合や、緊急に復旧仕様を作成して用いている場合（兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に関する仕様、同準用に関する参考資料（案）：（社）日本道路協会 等）などがある。

4. 2. 2 兵庫県の復興事業

（1）復興計画策定のプロセス

復興計画策定までの流れを図-4.8に示す。「ひょうご フェニックス計画」には学識経験者や市民団体などから広く提言・提案を募っており、専門的知識や民意を反映させようとしている。また従前から計画されていた県の総合計画「兵庫2001年計画」のフォローアップ作業を行い計画に盛り込み、地震を機にかねてからの構想の実現を更に推進しようとする姿勢も見られる。

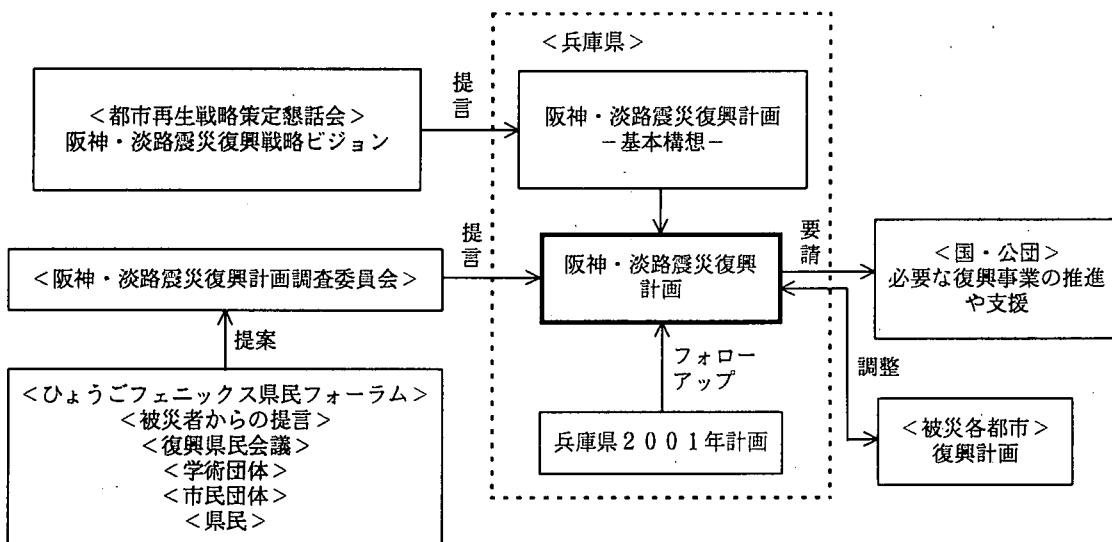


図-4.8 復興計画策定までの流れ

（2）復興計画の位置づけ

兵庫県の復興計画は阪神・淡路大震災の復興計画の中心かつ総括的なもので、復興計画対象地域は、県内の災害救助法対象地域である10市10町としており、計画の中に盛り込まれている具体的な内容については、「被災者、被災団体、被災市町、兵庫県、兵庫県

民等のあらゆる人々、団体、地域の共同事業」であると定義している。従ってその役割として市町の復興計画の指針となりそれを支援することや、国・公團に対して必要な復興事業の推進や支援を要請すること、県民や各種団体、民間企業に対して、生活・事業再建や計画実現に向けた取り組みへの積極的な参画を促す指針となることなどを挙げている。アンケートの回答からも、県は計画策定の過程において、国・公團や対象市町、公益企業や鉄道企業など関連するすべての機関と相互に協議・調整を行っていることが読みとれる。計画における具体的な事業についても、兵庫県のみならず、国・公團や神戸市他の市町、民間企業などを事業主体として定めている。

（3）復興事業基本方針

復興計画は300万人を超える被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して策定されている。県は被災者の自立復興を支援するものとしている。

基本方針としては以下の3項目を挙げている。

- ① 復旧と並行し、被災者の自力復興に向けてのきめ細かい誘導と支援を重ねる。
- ② 「利便」「効率」「成長」重視から「安全」「安心」「ゆとり」をキーワードとする都市の復興のモデル地域をめざす。
- ③ 新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を成し遂げるため、「21世紀初頭の新たな兵庫の創造についての基本的な考え方」「被災地域の長期ビジョン」を考慮し、阪神・淡路の文化的特性を生かし、新しい都市文明の形成をめざす。

この方針を受けて、基本理念として以下のように定めている。

－人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり－
基本目標としてはまず地域別に都市復興イメージを明確にしている。

神戸－国際港湾都市、美しい景観の再生

阪神地域－各都市の個性が融合された生活文化創造都市圏

淡路地域－世界に開かれた公園島・国際公園都市

これらの目的達成のため具体的には以下の5項目を挙げている。

- ① 21世紀に対応した福祉のまちづくり
- ② 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
- ③ 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
- ④ 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
- ⑤ 多核・ネットワーク型都市圏の形成

これら目標のもとに、各施策体系が定められている。

さらに復興事業の推進、目標達成のための留意点として、以下の7項目を挙げている。

- ① 住民主体によるまちづくり
－新しい住民参加のあり方の推進－
- ② 人と自然が共生する環境創造

－健康阻害や環境破壊の防止、風土保全、都市環境の向上－

③ 民間活力による復興を促進する規制緩和

－制度改正、規制緩和－

④ 国内外の多くの参加と協力による復興

－新しい技術導入等、国内外の多くの参加と協力の要請－

⑤ 行財政改善の推進

－これまでにも増して簡素で効率的な行財政運営－

⑥ 政府の地方公共団体への支援

－法的な措置を含めた万全の支援要請－

⑦ 復興事業のマネジメント

－計画の変更も含めて柔軟で機動的な運用－

このような観点から種々の困難を克服し、未曾有の大災害からの復興目標の達成をめざしている。

これらの基本的な考え方は、表現の違いこそあれ、対象市町の復興計画にも反映されている。また復興の目標年次を2005年（平成17年）としているが、これも対象市町共通である。

（4）復興事業概要

県の復興計画事業内容は、事業主体を問わず、対象地域全体を網羅したものとなっている。ここでは特に地域全体を対象とする事業や、県が事業主体となっている事業について、今回の報告書作成の主旨に乗っ取り、前記具体的目標5項目のうち、④、⑤、に該当するいくつかの事例を紹介する。

a) 地域防災基盤の整備

復興事業のうち、広域的、面的な施設整備として、種々の地域防災基盤整備計画を作成している。これは対象地域全体の災害に対する耐力のポテンシャルアップを図るものである。

基本コンセプトとして、災害における被害を防止、または最小限に抑え、迅速、的確な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちを構築するため、治水、治山、砂防、海岸整備など国土保全対策の徹底と、公共施設をはじめとする建築物等の耐震性、耐火性等の強化や太陽光発電等の新エネルギー利用システムの導入を図ること。特に環境への負荷の低減、自然との共生に配慮しながら、都市基盤施設等をゆとりとうるおいのあるアメニティー豊かな空間として整備すること。また、交通網、ライフラインの多重化を進めるとともに、災害に強い情報通信ネットワークを構築し、バックアップ機能を確保することを挙げている。

具体的には

① 防災都市整備指針の作成

防災都市としてめざすべき施設の建設や保全のための指針や基準を作成し、公共施設等の適切な整備や配置を図る。また施設等の再点検を促進する。

② 防災機能の強化

- 緊急、生活用水確保のための防災ふれあい河川の整備（住吉川他）
- 広域防災空間としての主要河川の整備（武庫川他）
- 地域防災拠点としての海岸の整備（多賀海岸他）
- 二次災害防止のための砂防施設等の整備（六甲山系他）
- 防災のための下水道施設の有効利用と再整備（ネットワーク化、地域防災拠点化他）
- 河川、海岸保全施設耐震性強化（新湊川、尼崎西宮芦屋港海岸他）
- 農山漁村の整備（道路・広場等の整備他）

③ 公共施設等の耐震性の確保

- 公共建築物、交通施設等の耐震性強化
- 耐震性の高い建築物等の建設促進

④ 多元・多重の総合交通体系の整備とライフラインの確保

- ・港湾施設の整備
 - 多目的バースの整備、神戸港の再開発とサービス向上他：事業主体は国、神戸市、神戸港埠頭公社他
- ・格子型高規格道路網の整備
 - 阪神間六一六軸 事業主体：国、日本道路公团、本州四国連絡橋公团、阪神高速道路公团、神戸市、神戸市道路公社他
- ・高規格道路網を補完する一般幹線道路の整備
 - 事業主体：国、県、市町
- ・都市圏防災幹線街路ネットワークの整備
 - 概ね 2 km メッシュを構成する都市圏防災幹線街路、山手幹線他
- ・幹線鉄道迂回ルートの強化
 - 事業主体：民間鉄道会社
- ・鉄道の多重化
 - 事業主体：神戸市他
- ・情報通信ネットワークの構築
 - 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備他
- ・共同溝整備
 - 主要幹線道路に設置、代替性を備えたネットワーク構築
- ・線共同溝整備
 - 幹線道路に設置、供給系ライフラインの確保を図る
- ・災害に強い水道施設の整備
 - 広域的バックアップシステムの整備、耐震化他
- ・新エネルギー利用システムの導入

環境調和型の新エネルギー・システムを特に防災拠点に先導的に導入

⑤ 廃棄物の適正処理の推進

などを挙げている。

b) 防災施設の整備

広域的な地域防災基盤施設整備の計画を受け、各防災施設の充実を図るため、種々の防災施設整備を計画している。これは対象とする個々の地域の災害に対する耐力のポテンシャルアップを図るものである。

基本的なコンセプトとして、県や市町の災害対策拠点などにおける情報通信基盤の多重化等の機能強化を図るとともに、県、市町、コミュニティーそれぞれのレベルでの地域防災拠点施設等の整備を図ることを挙げている。

具体的には

① 災害対策拠点の整備

- ・災害救助活動拠点の整備（県庁、警察署等）
- ・情報通信ネットワークの構築（災害対応総合情報ネットワークシステムの整備他）

② 防災資機材の充実

③ 防災拠点等の整備

- ・県立防災センター（仮称）の整備（平時は訓練、人材育成；災害時は即応）
- ・広域防災拠点の整備（三木地区、伊丹・川西地区他 計6ヶ所）
- ・広域防災帯の整備（国道43号他）
- ・地域防災拠点の整備（小田南公園、御崎公園他、事業主体：市町）

などを挙げている。

c) 防災マネジメントの充実

整備された施設等が災害発生時に十分に機能が発揮されるよう、防災マネジメントの充実について、種々の対策が計画されている。

基本的なコンセプトとして、県その他の防災関係機関において、特に災害発生時に、防災施設や防災システムを円滑に活用し、災害に即応できるよう、職員の防災知識や災害対応力の向上、初動体制の確立等を図ること、防災関連機関・団体の縦横の連携体制を強化することを挙げている。

具体的には

① 初動体制の確立

24時間当直体制実施

早期招集体制確立

② 防災要員の充実

レスキュー部隊の増強

③ 災害への対応力の向上

地域防災計画の見直し

④関係機関等の連携促進

近畿圏広域防災計画の策定

広域応援協定の締結

広域防災訓練の実施

などを挙げている。

d) 防災システムの充実

施設等ハード面の整備とともに、ソフト面の体制整備のため、防災システムの充実について種々の対策が計画されている。

基本コンセプトとして、災害救護ボランティアの組織化と、その支援システムを構築すること、また救援・救護に係る各種のシステムを見直し、実効性のあるマニュアルを作成することを挙げている。

具体的には

- ① ボランティアとの連携、支援の推進
- ② 國際協力・支援の推進
- ③ 災害情報等の提供体制の強化
- ④ 救援・救護活動等の円滑化

などを挙げている。

e) 被災地における人にやさしいまちづくり

多核・ネットワーク型都市圏の形成に向けて、既成市街地のうち被災の大きい地区については、市街地再開発事業などを実施し、都市基盤の整備と都市機能の更新を図ることとしている。この際、美しい環境の創造や、人にやさしいまちづくりの推進等も考慮に入れている。またこれら面的整備事業を活用し、防災性の高い環境空間ネットワークづくりも推進している。

具体的には

- ① 被災地における市街地再開発事業（26地区、事業主体：組合、市、兵庫県住宅供給公社、住宅・都市整備公団他）
 - ② 被災地における土地区画整理事業（48地区、事業主体：組合、市町、住宅・都市整備公団他）
 - ③ 被災地における住宅系面の整備事業（住宅地区改良事業、9地区、事業主体：市、住宅市街地総合整備事業、13地区、事業主体：市、密集住宅市街地整備促進事業、9地区、事業主体：市町）
 - ④ 市街地防災強化街路ネットワーク形成（国道173号、鳴尾御影西線他）
 - ⑤ まちづくり支援システムの確立（まちづくり協議会の結成・活動支援他）
- などを挙げている。

f) 被災地区の整備と連携した新しい都市づくり

被災地区の整備と連携し、臨海部や内陸部において21世紀型都市の建設促進を計画している。建設に際しては、関連施設の誘致や、積極的な民間能力の活用などを行うこととしている。

具体的には、神戸東部新都心や西宮浜地区、淡路島国際公園都市等17地区を計画し、各地区毎の建設コンセプトを定めている。事業主体は県や市、公社、民間他となっている。

4. 2. 3 神戸市の復興事業

(1) 復興計画の特徴

神戸市の復興計画は、その策定のプロセスにおいて、兵庫県同様、神戸市復興計画検討委員会によりガイドラインを策定するとともに、区民の意見や専門的な見地よりの意見を得るため、市政アドバイザーの意識調査を行ったり、学識経験者、市議会議員、住民代表、経済界代表、労働界代表等に神戸市震災復興委員会の委員を委嘱し、提言を求めている。また計画は神戸市の総合基本計画に基づき策定されている。対象範囲は市域全域としており、2005年（平成17年）を目標年次としている。

その基本方針も基本的には兵庫県と同様であり、テーマとして

- ① 都市の機能性とゆとりとの調和
- ② 自然の恩恵・厳しさとの共生
- ③ 人と人とのふれあいと交流

を挙げており、復興に向けて解決すべき基本的課題として

- ① 本格的復興に向けての市民生活と都市基盤の早期復旧
- ② 震災の教訓を生かした災害に強いまちづくり
- ③ すべての人が安心して暮らせる福祉社会の構築
- ④ 多様性、開放性に富んだ神戸文化の復興
- ⑤ 環境にやさしい持続的発展が可能な都市の創造
- ⑥ 21世紀を先導する国際都市としての再生・復興
- ⑦ アジアのマザーポートとしての神戸港の早期復興
- ⑧ 情報ネットワーク社会の実現
- ⑨ 協働によるまちづくりの推進
- ⑩ ボランティア活動の支援と広域連携の推進
- ⑪ 災害文化の継承と世界への貢献

を挙げている。

また復興まちづくりの目標として

- ① 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
- ② 創造性に富んだ活力あるまちづくり
- ③ 個性豊かな魅力あふれるまち
- ④ ともに築く協働のまちづくり

を挙げており、実現に向けての留意点として

- ① 市民生活の早期平常化と都市基盤の早期復旧
- ② 復興事業の効果的・効率的な推進
- ③ 行財政改善の推進
- ④ 国の強力な支援と地域の連携
- ⑤ 規制緩和と民間活力の積極的活用
- ⑥ 協働による豊かな市民社会の形成

を挙げている。

全体的により地域に密着し、神戸らしさ（神戸の魅力）を前面に押し立てた復興計画となっている。

（2）復興事業概要

具体的な事業については「目標別復興計画」で目標別の施策展開をまとめ、「安全都市づくり」で安心して暮らせる都市づくりを進めるための施策を位置づけている。

目標別復興計画としては

- ① 市民のくらしの復興
- ② 都市の活力の復興
- ③ 神戸の魅力の復興
- ④ 協働のまちづくりの推進

を挙げている。

安全都市づくりの要素としては

- ① 防災生活圏
- ② 防災都市基盤
- ③ 防災マネージメント

を挙げている。

計画されている事例としては、兵庫県の計画にも盛り込まれているものも多い。

被災が激しく総合的に復興まちづくりを展開する必要がある地域については市街地復興計画をまとめ、都心地域、東部市街地、西部市街地に分けて各地域ごとに復興の視点や復興まちづくりの方向を明確にした上で、具体的なプロジェクトを計画している。

さらに個々の計画の中から重要で緊急的なものについて17のシンボルプロジェクトを選定している。これらは神戸復興を先導する鍵として波及効果を期待するとともに、新しい神戸の復興の象徴として位置づけている。ここでは、これらシンボルプロジェクトの中からいくつかの事例を紹介する。

a) 安全で快適な市街地の形成

被害程度の大きい被災市街地について、土地区画整理事業や市街地再開発事業を行い、市民生活の早期再建を図るとともに、災害に強い安全で快適な市街地の形成を進めることを目的としている。

具体的には

- ① 安全で快適な住環境の形成（生活道路確保、建築物不燃化他）

- ② 災害に強い都市基盤の整備（近隣公園の整備、地域防災拠点の形成他）
 - ③ 防災安全街区の整備（地域の生活維持拠点となるライフスポットの整備他）
- を挙げており、市民参加によるまちづくり体制の充実のため
- ① まちづくり協議会の組織化
 - ② まちづくりハウス（現地相談所）の設置
 - ③ まちづくり専門家の派遣
 - ④ 参加型まちづくり手法の活用
- が計画されている。

b) 21世紀のアジアのマザーポートづくり

神戸港を一日も早く復興し、国内外の経済・産業に及ぼしている多大な悪影響を解消して、神戸市やその周辺地域の経済の確実な回復を図るとともに、21世紀の神戸港のあるべき姿を見据え、都市と港湾の調和を図りながら、災害に強く、21世紀の国際都市にふさわしい人・物・情報が集まる総合的な交流拠点“アジアのマザーポート神戸”をめざすことを目的としている。

具体的には

- ① 高規格コンテナターミナル等の最新鋭の港湾施設の整備を促進
- ② 時代の変化に対応した埠頭の整備
- ③ 臨港交通施設の充実
- ④ アジア諸国との国際交流の推進、貿易振興
- ⑤ 新たな産業の誘致
- ⑥ 都市と調和した豊かで快適なウォーターフロントの整備
- ⑦ 安全で魅力ある港湾環境の創造
- ⑧ 岸壁の耐震強化
- ⑨ 防災都市基盤の一翼を担う港湾の防災拠点づくり
- ⑩ 既設埠頭の再開発
- ⑪ 利用者に対するサービスの向上

などを計画している。

c) 海につながる都心シンボルゾーンの整備

三宮駅を中心に新神戸から新港第4突堤周辺の都心ウォーターフロント地域にいたるゾーンを、国際港都神戸の復興をアピールするシンボルゾーンとして位置づけ、防災拠点の整備や震災復興を記念する公園・緑地の整備を行うとともに、駅前空間の再整備や周辺地区の一体的復興をめざして、立体的な歩行者ネットワークの構築など、快適で災害にも強い魅力ある新たな都市環境を創造することを目的としている。

d) 災害に強いライフラインの整備

水道、工業用水道、下水道、電気、ガス、通信等、都市活動や市民生活になくてはならないライ夫ラインについて、耐震性を強化するとともに、寸断された場合においても早期

復旧が可能な構造や体制を確立することを目的としている。

具体的には

① 共同溝の整備

東西幹線の強化および多系統化、再掘削防止

② 大容量送水管の整備

阪神水道企業団からの送水施設の危険分散

緊急時の貯水機能と送水系統間の相互連絡機能を合わせ持つ

③ 災害時にも機能する下水処理システムの確立

代替機能の確保（処理場間のネットワーク、幹線の多系統化）

高度処理水の利用（親水空間、緊急時の消防用水、生活用水）

を計画している。

4. 2. 4 周辺市町の復興事業

神戸市以外の被災した市町においても、独自に復興計画を策定している。これらの計画は、基本方針においては県の計画と同じであり、内容的に県の計画の中に盛り込まれているものも多いが、より地域に密着した計画となっており、また各地域の特性を前面に押し立てた物となっている。ここではアンケート的回答のあったいくつかの市町の復興計画の概要を紹介する。

(1) 宝塚市

宝塚市の復興計画は地域の特性（水と緑とふれあいのまち、宝塚文化等）を生かしたものとなっている。策定にあたり、宝塚市震災復興計画検討委員会を設置し、復興計画策定に当たっての専門的な見地からの必要な助言や市民の意見を求めていた。また宝塚市震災復興緊急整備条例を制定し、震災復興事業の円滑な推進と、災害に強い快適な市街地の形成を図っている。この条例では震災復興促進区域、重点復興地区を指定し、建築の届出等を義務づけている。また有効期間を3年としている。

目標別復興計画としては

① 災害に強い都市の創造 =安全居住都市をめざして=

② 快適都市の創造 =快適環境都市をめざして=

③ 共生社会の創造 =生涯福祉都市をめざして=

④ 新しい宝塚文化の創造 =文化創造都市をめざして=

を挙げている。

さらに市街地と住宅の復興のための計画として

① 市街地の復興・整備計画

② 公共施設の復興・整備計画

③ 住宅の復興・整備（供給）計画

④ 重点的に施策を実施する地区等に係る計画

を行っている。

計画実現のための留意点としては

- ① 市民、事業者、市の協働によるまちづくり（きめ細かな支援）
- ② 国、県の支援と他の被災都市との連携
- ③ 計画の充実に向けて時期をみての計画更新と再度市民の意見の反映

を挙げており、この復興計画を事業として推進するための具体的方針を示している。

(2) 西宮市

西宮市の復興計画は地域の特性（文教住宅都市）を生かした復興計画となっている。

復興の基本目標として

- ① 安心して暮らせる、心かようまちづくり
- ② 災害に強い、安全なまちづくり
- ③ 活力を生む産業のまちづくり
- ④ 魅力あふれる環境、文化、地域社会づくり

を挙げている。

計画実現に向けて財源の確保の必要性を挙げており、国、県、関係機関の税・財政上の特別措置を強く要請していることが特筆できる。

(3) 北淡町

淡路島の北淡町では、災害に強い、安全なまちづくりをめざして

- ① 都市計画区域の指定
- ② 土地区画整理事業等の補助事業の導入
- ③ 災害復興本部、都市整備事務所の設置
- ④ 県からの派遣職員の要請
- ⑤ 震災復興協議会の設立（町内会長、各種団体長）
- ⑥ 役場の機構改革

などを行っている。

復興計画の基本理念としては

- ① モノの復興
- ② こころの復興

を挙げており、計画の柱として

- ① 生活再建
- ② 安心・安全なまちづくり
- ③ 活力あるまちづくり

を挙げている。

都市部の復興計画とは異なり、地域の産業や事情（農業、漁業の振興、高齢者対策等）を考慮した計画となっており、特に住民の生活再建を急務としていることが特筆できる。

4. 2. 5 公益企業の取り組み

公益企業における復興計画は大きく2つに分けられる。1つは災害に強いまちづくりのためのライフルラインの耐震性強化やネットワークの多重化の計画である。もう1つはそれぞれの事業の特性を生かし、地域の震災復興に協力・貢献すべく新しい斬新なコンセプトを導入した計画・構想である。被災地域全体の復興をサポートする立場をとり、震災を機に21世紀に向けて新たな事業展開を画策している。計画の中には地方自治体の復興計画に盛り込まれているものも多い。

(1) 関西電力の取り組み

復興に係る組織としては、本社に復興推進本部と、設備復興専門委員会、街づくり専門委員会、産業復興専門委員会を設置し、また神戸支店にも震災復興推進委員会を設置している。

各専門委員会の業務分担は以下の通りである。

① 設備復興専門委員会

設備復興計画の策定

電力設備に対する地震の影響評価と設置基準の見直し

地震災害即応体制の整備

② 街づくり専門委員会

被災自治体の復興計画への協力方策の検討・推進

被災地域における地域共生活動の検討および推進

電気の良さを生かしたまちづくりの提言

③ 産業復興専門委員会

被災地域の産業動向の調査、産業構造の変化予測および電気事業への影響評価

電気事業の立場からの地域産業復興への協力方策の検討、推進

(2) 大阪ガスの取り組み

ガス事業全体として、通産省資源エネルギー庁がガス地震対策検討会を設置し、耐震性の向上と緊急対策・復旧対策の基本方針についての報告書を作成している。

大阪ガスの復興基本視点としては

① 災害に強いシステム

② 多様な災害への対応

③ 日常性・緊急性の調和

④ 環境向上への配慮

⑤ 省エネルギーの推進

⑥ 高齢者、身障者への配慮

を挙げている。

(3) NTTの取り組み

NTTの復興についての基本方針は

- ① マルチメディア時代を展望したアクセス網の光化
- ② 災害に強い通信ネットワークを目指した地下化の推進
- ③ 通信センターの分散化

である。これらの一環として、通信センター新神戸ビル（仮称）建設計画を発表している。

4. 2. 6 鉄道企業の取り組み

鉄道企業における復興計画も大きく2つに分けられる。1つは、災害に強い都市基盤構築の一環として、既設の施設の耐震化を図ることである。もう1つは面的な地域整備計画と連携した多重性のある鉄軌道網の整備である。後者については神戸市交通局の地下鉄海岸線建設や、JR福知山線や神戸電鉄の複線化、JR播但線や加古川線の電化・高速化、大阪湾横断鉄道や神戸中央都市軸鉄軌道の建設など種々の計画がされている。これらは地方自治体の復興計画のなかに盛り込まれており、地域の復興事業の一環として位置づけられる。

4. 3 復興工事

4. 3. 1 開始時期と工事期間

復興計画の策定完了を受け、県・市町村では一般的な工程として、工事開始時期を地震発生から6ヶ月程度後とし、工事期間10年を予定している機関が多い。

一方、民間企業（鉄道事業者）についてはその機能的特性より、工事開始時期を地震発生1ヶ月以内、工事期間を1～3年としている機関が多く、対応の素早さ、交通網の早期復興への意欲がうかがえる。

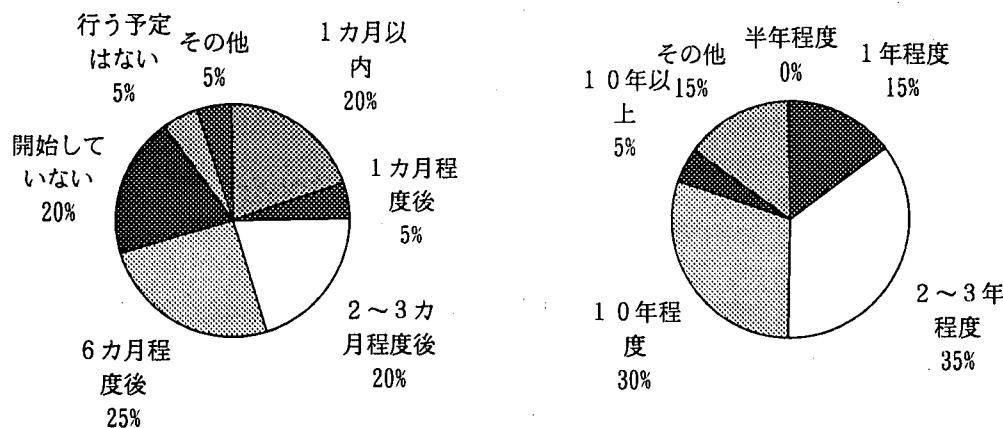


図-4.9 工事の開始時期

図-4.10 工事期間

4. 3. 2 工事の進捗と支障項目

工事の現状として、国・県では「順調に進行」との回答であるが、市町村では「思うように進んでいない」という回答が多くみられる。民間企業の回答は全て「順調に進行」である。

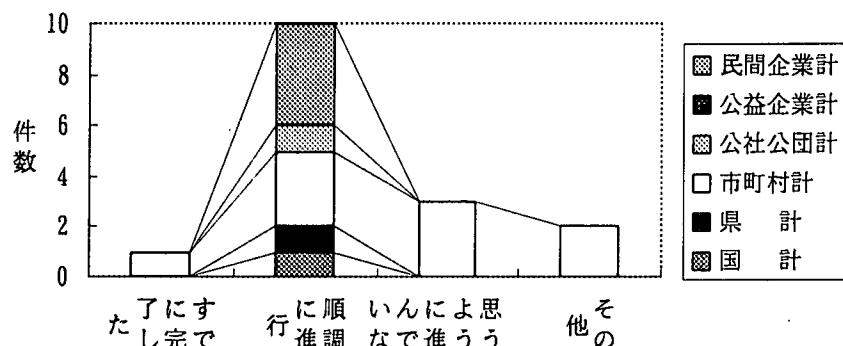


図-4.11 工事の現状

工事完了の見込みとして、国・県では「順調に進行」との回答であるが、市町村では「思うように進まない」という見込みがほぼ同数近くある。民間企業では現状と同様に「順調に進行する」という見通しである。

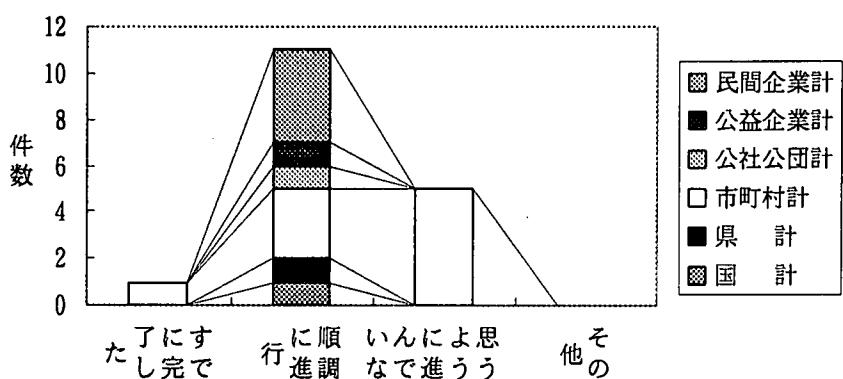


図-4.12 工事完了の見込み

工事の支障項目として、公的機関では関連機関との協議・調整が最も多く、住民との利権調整、施工管理人員不足も多くあげられている。民間企業でも「関連機関との協議・調整」が最も多くあげられている。その他の項目として、住民の同意、環境対策がある。

これらのことより、復興事業の中核となる市町村においては、計画策定時に協議・調整を十分に行い、また住民との同意に留意しながらも、事業遂行となると個々のケースについてはケースバイケースで対応する必要があり、その対応に苦慮している事がうかがえる。

また、民間企業に関しては、震災直後よりの復旧作業からの流れで、多少の問題は抱えるものの、事業は順調に進捗しているようである。

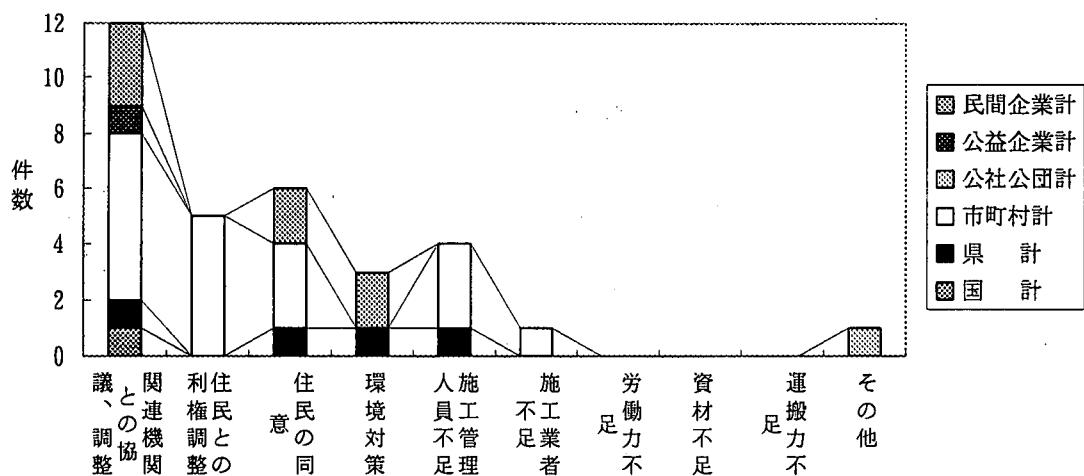


図-4.13 工事の支障項目

4. 3. 3 施工管理体制、管理方法

震災後、工事担当部署を新たに設置した機関（JR西日本の震災復興工事所、北淡町の都市整備事務所等）は少なく、大半の機関は既設の部署にて対応している。これは復興工事に関しては緊急的な工事ではなく、長期にわたっての通常の工事と同じ捉え方をしている事がうかがえる。

施工管理方法は、品質、安全、工程のうち工程管理に重点をおいている機関が多く、短期間に資材・人員を投入し、施設の早期回復を図りたいことが分かる。

主な管理の具体的な内容を以下に示す。

工程管理：従来の管理方法の簡素化

品質管理：旧構造物と補強材料との一体化

安全管理：営業線近接工事、第三者被害の防止

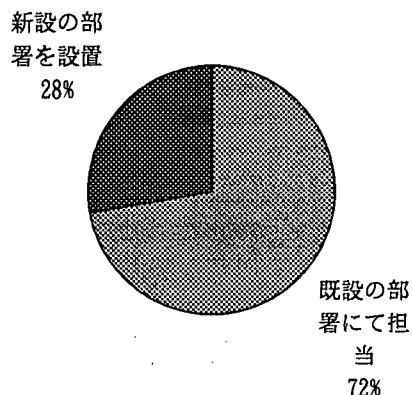


図-4.14 工事の施工管理体制

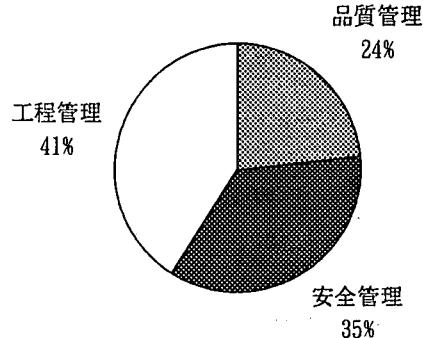


図-4.15 工事の施工管理方法

4. 3. 4 契約形態

工事発注方式は、一般競争入札、意向確認型、技術提案型、指名競争入札、随意契約、特命のうち市町村では指名競争入札が多く、民間企業では随意契約が多い。

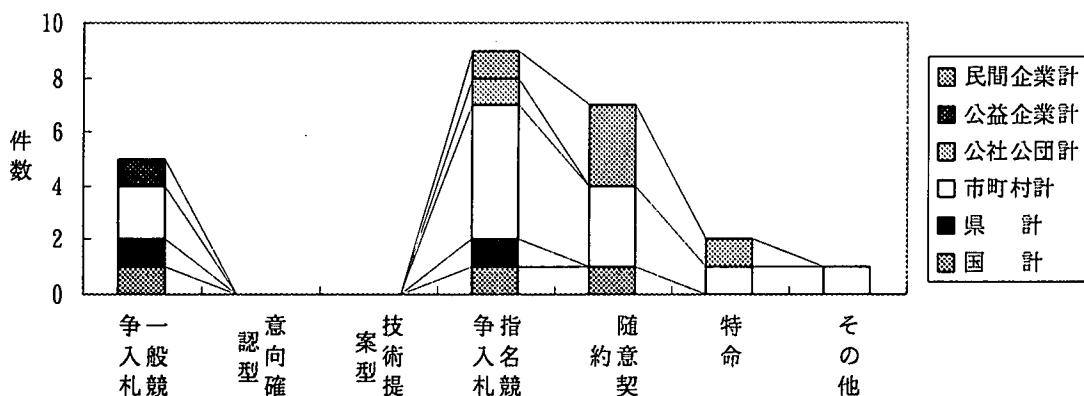


図-4.16 工事の発注方式

ここで特筆すべきは、一般競争入札は一部採用されているが、技術提案型の発注を行うとの回答がない事である。工事の立上り時期に新制度による入札をおこなうには、準備不足または人員不足であるものと考えられる。また、今後発注の工事がどのような発注形式になるのか、興味のあるところである。

4. 3. 5 公益企業・民間企業の特徴

復興工事の状況をみると、工事の特徴として・長期スパンの工事と・短期スパンの工事の2通りに分ける事ができる。そこで、震災後早期復旧を求められたライフライン・鉄道網に関する回答を抽出したグラフを図-4.17～図-4.20に示す。人々が生活するうえでの利便性に関わるライフライン、交通網を抱える機関としての特徴である。

工事期間に関しては、概1ヶ月以内に開始され2～3年程度を予定している。また、工事発注方式では、随意契約が約半分となっており、初動時の復旧体制でそのまま工事が進捗していることがなどがうかがえる。

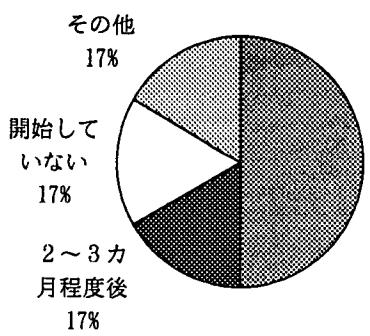


図-4.17 工事の開始時期

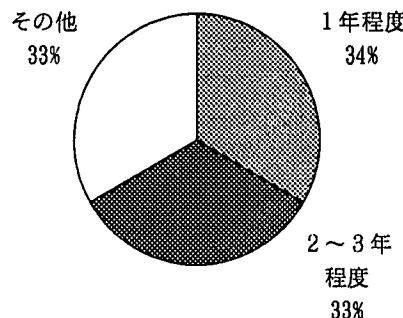


図-4.18 工事期間

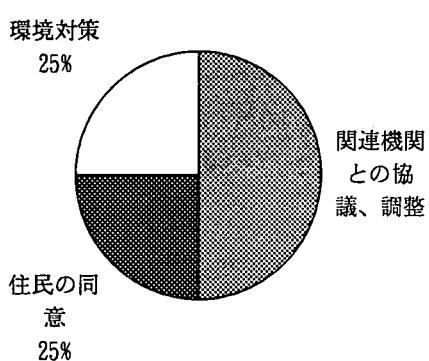


図-4.19 工事の支障項目

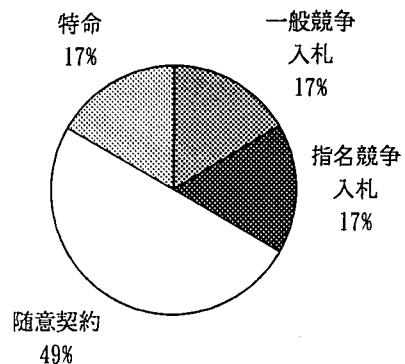


図-4.20 工事の発注方式

4. 3. 6 復興工事の今後

復興工事は概10ヶ年のスパンで考えられており、この調査（平成7年9月）時点では、工事の立上りの時期の調査でしかない。したがって復興工事全体を捉える場合は、今後の工事の推移、特に関連機関との協議・調整、住民との利権調整、等とともに復興計画の変化を注意深く見ていく必要がある。

4. 4 課題と提言

調査を行った事業者の復興計画は、兵庫県の計画「ひょうご フェニックス計画」を基に全てが策定されており、同計画は県の総合計画である「兵庫2001年計画」を各種団体からの提案・提言を取り入れて改訂され、策定されたものである。公益企業もこの計画を推進するための復興計画を制定しており、この線に沿った回答が多いものと見受けられる。

復興計画、アンケート調査によれば、共同溝としての地下利用は盛り込まれているが、リダンダンシーとしての地下利用（例えば地下ダム、道路など）は盛り込まれていない。地下空間の利用には多大な費用を要するので、今後、国の積極的な政策および推進が望まれる。また計画策定に当たって幅広く提案・提言を取り入れられてはいるが、民意の十二分な反映は期しがたいと思われ、事業の実施に際し様々なトラブルが予想される。

今回の復興事業は関東大震災の時とは異なり、高度に発達した都市における稠密社会の防災都市造りであるので、コンセプトをしっかり堅持した推進が必要であり、ハード面のみならずソフト面からもモデル都市となるべきものである。

土木技術の分野から見れば予想だにしなかった事象が多く、これに対応した新基準の整備が急がれており、人命と機能を重視した信頼性の高い構造物の建設が期待され、世界的にも注目されていることを考えれば、土木技術者の真価が問われているといつても過言ではない。土木技術者には、このような社会の付託に答える都市

造りが望まれている。

参考文献

- 1) 兵庫県：阪神・淡路大震災復興計画，1995年7月
- 2) 神戸市：神戸市復興計画，1995年6月
- 3) 西宮市：西宮市震災復興計画，1995年6月
- 4) 宝塚市：宝塚市震災復興計画，1995年6月
- 5) 北淡町：広報誌 ほくだん 2～10月号，1995年
- 6) 関西電力：阪神・淡路大震災復旧記録，1995年6月
- 7) 通産省資源エネルギー庁：「ガス地震対策検討会」報告書概要，1996年1月
- 8) 大阪ガス：地震対策5ヶ年計画，1995年7月
- 9) 大阪ガス：復興への取組み，1996年2月
- 10) NTT：NEWS RELEASE 通信センタ「新神戸港ビル（仮称）」の建設について
他，1995年～1996年